

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年7月4日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人アートNPOリンク

(2) 代表者の氏名

佐東 範一

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区室町通新町の間錦小路下る観音堂町468 みやこ3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、アートが多様な価値を創造し、社会を動かす力を持つ社会的な存在であることの認識をもとに、アートの力を広く社会にアピールしていくとともに、芸術文化を活動の核とするNPO（以下アートNPO）の基盤整備、社会的ポジションの確立、政策提言を行い、アートNPOの活性化に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年6月18日

(文化市民局地域自治推進室)